

第10次長浜市交通安全計画を策定しました

問 市民活躍課 (☎651-8711)

交通安全対策を総合的かつ計画的に推進するため、「第10次長浜市交通安全計画（平成28年度～32年度）」を策定しました。この計画は交通安全対策基本法に基づき、長浜市交通安全対策会議が国や県、警察などの関係機関や団体等から意見を聞いてまとめたものです。

この計画では、市民と協働しながら、本市の実情に即した各種の対策を講じること、交通事故の発生と死傷者の減少を目指します。

目標

- 年間交通事故発生件数 370件以下
(平成27年 420件)
- 年間交通事故死傷者数 400人以下
(平成27年 530人)

長浜市における事故の特徴

- 高齢者の交通死亡事故が多い
(死者数の約7割が高齢者)
- 自転車の事故が多い
(県全体に比べ発生割合が高い)
- 交差点での事故が多い
(事故の4割以上が交差点で発生)

本市の事故の特徴を踏まえ、高齢者と子どもの安全確保、歩行者と自転車の安全確保、交差点における安全確保を重点項目として対策を講じる必要があります。

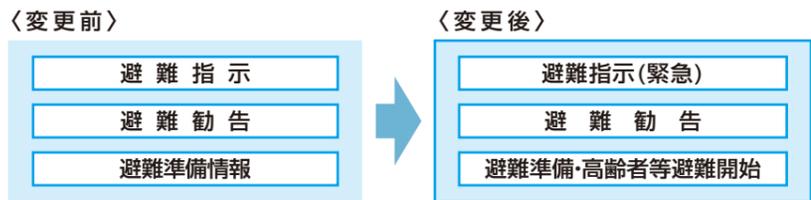
重点項目の対策として実施する主な施策例

- 幅広い世代への段階的かつ体系的な交通安全教育・啓発の推進（参加・体験・実践型、外部専門機関の活用）
- 歩行者や他の車両に配慮した自転車の正しい乗り方や自転車の歩道通行時におけるルールの周知
- 歩道交差点等の整備・改良による安全確保の推進

「避難準備情報」の名称が変わりました

問 防災危機管理局 (☎651-6555)

国では、平成28年8月に岩手県岩泉町で発生した台風第10号による災害を踏まえて、避難に関する情報提供のあり方等の見直しを検討されてきました。その結果がとりまとめられ、平成28年12月26日から避難準備情報の名称が変わりました。それぞれの意味の違いを理解し、いざというときの避難行動について考えましょう。



避難準備・高齢者等避難開始

いつでも避難ができるよう準備をしましょう。身の危険を感じる人は、避難を開始しましょう。

避難に時間を要する人（高齢の人、しょうがいのある人、乳幼児等）は避難を開始しましょう。

避難勧告

避難場所へ避難をしましょう。

避難指示(緊急)

まだ避難していない場合は、直ちにその場から避難をしましょう。
外出することがかえって命に危険がおよぶような状況では、自宅内より安全な場所に避難をしましょう。

長浜市市民協働推進会議の委員募集

問 市民活躍課 (☎651-8711)

市民協働によるまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、「第2期長浜市市民協働推進計画」の策定を進めています。

この計画の進行管理や、協働によるまちづくりを推進する市の取り組みについて審議する市民協働推進会議の委員を募集します。

- 【対象】 市内在住または在勤の20歳以上で、市民協働などに関心のある人
- 【任期】 2年（報酬あり）
- 【定員】 1人
- 【募集期限】 3月15日（水）
- 【応募方法】 応募用紙に必要事項を記入し、直接または郵送、FAX、メールのいずれかで左記まで。

※応募用紙は返却しません。また、選考時には、記入いただいた意見を重視するほか、活動内容を参考にします。

※応募用紙は担当課および各支所にあります。ホームページからダウンロードもできます。

応募先

市民活躍課（西館3階）
〒526-8501 八幡東町632
☎651-6571
katsuyaku@city.nagahama.lg.jp

衛生材料支給券を交付します

問 高齢福祉介護課 (☎651-7789)
しょうがい福祉課 (☎651-6518)

要介護認定を受けている寝たきりの高齢者やしょうがいのある人などに衛生的にすごしていただけるように、紙おむつ等支給券を4月中旬頃に交付します。

【支給内容】

2万7千円分の支給券（9月30日まで利用可）

【集中受付期間】

3月1日（水）～15日（水） 平日8時30分～17時15分

【サービスを受けられる人】

※施設に入所している人や病院に入院中の人、日常生活用具給付事業で紙おむつの交付を受けている人などは除く

申請時に次のすべてに該当する人

- 次のア～ウのいずれかに該当する人
ア 要介護3、4、5の認定を受けている
イ 身体障害者手帳（肢体不自由）1級、2級の交付を受けている（3歳以上）
ウ 療育手帳A1、A2の交付を受けている（3歳以上）
- 申請日前6か月のうち3か月以上在宅生活をしていて
- 常時おむつが必要で、現在も使用している
- 世帯の平成27年分の所得税が非課税
- 市税、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料を完納している人

【持ち物】

申請書・しょうがいのある人はお持ちの手帳

※申請書は該当者に送付しているほか、窓口にもあります。
※今後、新たに対象となった場合は随時申請を受け付けます。

申請先

要介護認定を受けている人：高齢福祉介護課（東館1階）
北部振興局福祉生活課・各支所

訪問理美容サービスをご利用ください

問 高齢福祉介護課 (☎651-7789)
しょうがい福祉課 (☎651-6518)

在宅で生活をしている寝たきりの高齢者やしょうがいのある人に自宅訪問による理美容サービスの利用券を4月中旬頃に交付します。

【支給内容】

訪問理美容サービス利用券（散髪のみ）1枚（9月30日まで利用可）

※申請時に、利用する理美容店を選択します。

【自己負担額】

原則利用料の1割（450円）

【受付期間】

3月1日（水）～15日（水） 平日8時30分～17時15分

【サービスを受けられる人】

※施設に入所している人、病院に入院している人などは除く
《共通要件》3月1日現在で次のすべてに該当する人

- 平成28年9月～平成29年2月の間で3か月以上在宅で生活している
- 世帯の平成27年分の所得税が非課税
- 市税、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料を完納している

《要介護認定を受けている人の要件》

次のいずれかに該当する人
●65歳以上で要介護4・5の認定を受けている

●65歳未満で要介護4・5の認定を受けており、同居人のすべてが65歳以上または下記①～③のいずれかの手帳を持っている

※申請書は窓口にあります。

申請先

高齢福祉介護課（東館1階）
北部振興局福祉生活課・各支所

《しょうがいのある人の要件》

- 次のいずれかの手帳を持っている
① 身体障害者手帳（肢体不自由・視覚・内部）1、2級
- ② 療育手帳A1、A2
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1、2級
- 同居人のすべてが65歳以上または前記①～③のいずれかの手帳を持っている

※申請書は窓口にあります。

申請先

しょうがい福祉課（西館1階）
北部振興局福祉生活課・各支所